

こんにちは。

今回も人事労務に関する実務上の疑問点や最新情報をタイムリーにお伝えします。

### 【目次】

Q1. 来年 1 月の育児介護休業法の改正点は？

Q2. コロナウイルスの影響により9月から休業しており、従業員に休業手当を支給しています。それに伴い従業員の報酬額が下がったのですが、健康保険・厚生年金保険料は変更することができるのでしょうか？

Q3. 衛生委員会や安全委員会をオンラインミーティングや電子メールのみで開催できますか？

Q4. 令和2年度税制改正により、ひとり親控除が新設されたと聞きましたが、この改正の概要を教えてください。

Q5. 健康保険証の再発行をしてほしいのですが、本人が在宅勤務でも郵送で認印をもらわないといけないのでしょうか？

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

---

---

Q1. 来年 1 月の育児介護休業法の改正点は？

---

A. 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります。

改正育児介護休業法が令和 3 年 1 月 1 日に施行され、これまで半日単位で取得が認められていた子の看護休暇と介護休暇が時間単位で取得できるようになります。併せて、これまで子の看護休暇・介護休暇の半日取得の対象外とされていた 1 日の所定労働時間が 4 時間以下の労働者についても、時間単位での取得が認められます。

時間単位の子の看護休暇・介護休暇は、始業・終業時に取得することを想定しており、勤務時間中の取得(いわゆる中抜け)を認めることまでは法令上義務付けられていません(認めるよう配慮することに留まります)。

また、時間単位での取得が困難な業務に従事する労働者は、労使協定を締結することで対象から除くことが可能です。

### 【時間単位で取得することが困難と思われる業務の例】

- ・旅客機の客室乗務員や操縦士の業務
- ・長時間の移動を要する遠隔地で行う業務
- ・流れ作業や交代制で行う業務 等

来年1月1日の施行に向けて規程の整備を行い、時間単位での取得を認めることが難しい業務については労使協定を締結しましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000582033.pdf>

(望月)

---

Q2. コロナウイルスの影響により9月から休業しており、従業員に休業手当を支給しています。それに伴い従業員の報酬額が下がったのですが、健康保険・厚生年金保険料は変更することができるのでしょうか？

---

A. 標準報酬月額の特例が令和2年8月～12月まで延長され、報酬が著しく下がった方については、下がった月の翌月分の保険料から変更することができます。

現在令和2年4月～7月の間に休業による報酬月額の改定は可能となっていますが、期間が12月まで延長されました。

改定できる主な要件は以下のとおりです。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、下がった月の報酬額が現在の報酬月額の等級と比べ2等級以上下がっていること。
- ・改定について従業員本人が書面により同意していること。  
(傷病手当金や出産手当金、将来受給する年金の額が下がることとなるため、十分説明した上で同意を得ることが必要です。)
- ・休業のあった月およびその前2ヶ月のいずれも基礎日数が17日以上あること 等

■日本年金機構 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業における標準報酬月額の特例改定の延長案内

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0930.html>

(市川)

---

Q3. 衛生委員会や安全委員会をオンラインミーティングや電子メールのみで開催できますか？

---

. A. 以下の基準を満たしていれば可能です。

- ・通信機器等は、委員が容易に利用でき、映像や音声の送受信が常時安定していて、情報漏洩の防止措置が講じられているもの。
- ・委員相互の円滑な意見交換が行われ、必要事項についての調査審議が尽くされていること。

さらに、以下の事項を満たすことにより、電子メール等を活用した即時性のない方法により開催することもできます。

- ・資料の送付等から委員が意見を検討するための十分な期間を設けること。
- ・委員からの質問や意見が速やかに他の委員に共有され、委員間で意見の交換等を円滑に行うことができるようにし、質問や意見の内容を含む議論の経緯を確認できるようにすること。
- ・意見表明等委員に対しては、資料の確認状況及び意見提出の意思を確認すること。
- ・電子メール等により多数の委員から異なる意見が提出された場合に、意見の調整や必要な連絡等を行えるよう、担当者をあらかじめ定める等、調査審議に支障を来すことがないようにすること。

情報通信機器を用いて開催した安全委員会等においても、委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容のほか、委員会における議事で重要なものについては、原則、書面により記録し、保存する必要があります。電子データで作成及び保存する場合には、労働基準監督官等の臨検時等、保存文書の閲覧、提出等が必要とされる場合に、直ちに必要事項が明らかにされ、かつ、写しを提出し得るシステムとなっていることが必要です(平成 17 年 3 月 31 日付け基発第 0331014 号)。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200901K0020.pdf>

(杉田)

---

Q4. 令和2年度税制改正により、ひとり親控除が新設されたと聞きましたが、この改正の概要を教えてください。

---

A. 未婚のひとり親にも所得控除が認められることになりました。  
また、ひとり親控除制度が新設されたことで、一部、「寡婦(夫)控除」の取り扱いが見

直されました。

従来の「寡婦(寡夫)控除」は、配偶者と離婚・死別した方のみを対象としており、婚姻の事実が適用の前提となっていました。

また、女性のひとり親が寡婦控除を受ける場合と比較し、男性のひとり親が寡夫控除を受ける場合は控除額が少ないなど、男女間でも扱いが異なっていました。

令和2年度の税制改正で「ひとり親控除」という制度が新設され、これらの扱いが見直されることとなり、婚姻歴や性別に関わらず、同一生計の子(総所得金額48万円以下)を有し、かつ本人の合計所得金額が500万円以下の単身者に対して、35万円の所得控除が受けられるようになりました。

また、夫と離婚後、子以外の扶養親族がいる単身女性と、死別や夫の生死が明らかでない一定の単身女性のうち、本人の合計所得金額が500万円以下の人は、寡婦として「寡婦控除」を受けることができ、控除額は従来の寡婦控除と変わらず27万円です。

一方、改正後の「寡婦控除」では、扶養親族の有無にかかわらず、合計所得金額が500万円を超える人は適用を受けられなくなりました。  
なお、事実婚関係にある人は「ひとり親控除」「寡婦控除」の適用対象外となります。

国税庁 ひとり親控除・寡婦控除

<https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/1171.htm>

ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ(源泉所得税関係)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-145.pdf>

(巻下)

---

Q5. 健康保険証の再発行をしてほしいのですが、本人が在宅勤務でも郵送で認印をもらわないといけないのでしょうか？

---

A. 健康保険への一部の申請は、本人印や代表者印を省略できるようになりました。

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、一部の手続きにおいては代表者印や被保険者の署名・押印を当分の間省略できるようになりました。

代表者印を省略できる主な申請書

- ・埋葬料支給申請書
- ・健康保険被保険者証再交付申請書
- ・高齢受給者証再交付申請書 等

被保険者の署名・押印が省略できる主な申請書

- ・限度額適用認定申請書
- ・健康保険被保険者証再交付申請書
- ・高齢受給者証再交付申請書
- ・任意継続被保険者資格取得申出書
- ・任意継続被保険者被扶養者(異動)届 等

なお、上記は協会けんぽの場合です。

健康保険組合等につきましては対応が異なりますので、個別にご確認ください。

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r2-9/2020092901/>

(佐藤)

---

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 アロス渋谷ビル 5 階

TEL:03-6427-1191 FAX:03-6427-1192

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook : <http://www.facebook.com/ysoffice>

---